

「ジノテフラン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1．経緯

平成16年4月26日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「ジノテフラン」について、食品衛生法第12条の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、平成16年4月27日付けで資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2．品目の概要

本薬は、殺虫剤であり、2002年に稲、きゅうり、りんご等について登録がなされているが、残留農薬基準はまだ設定されていない。今回新たに、大豆、だいこん、レタス等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、韓国で農薬としての登録がなされているほか、米国において登録申請されている。

3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ジノテフラン」の食品中の残留基準設定について検討する。